

## 学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

新潟県立出雲崎高等学校

### 1 組織的な対応に向けて

#### (1) 基本的な考え方と準備

- ア 職員は、スクール・ポリシーに基づく教育活動に取り組み、いじめの未然防止に努める。
- イ 職員は、「生徒指導提要」第Ⅰ部、及び第Ⅱ部（第4章いじめ、他）を参考として、組織的にいじめ問題に対応していく。
- ウ 職員は、適切な生徒指導に取り組むために、「生徒指導提要」デジタルテキストのアイコンを各自のパソコン画面に貼り付け、常日頃から内容の確認に努めることとする。
- エ 職員は、生徒理解に基づく適切な教育活動が図られるように、アセス・B-SAFEの結果を各自のパソコンから確認できるようにし、アセスメントに基づく教育活動に努めることとする。

#### (2) いじめ防止対策委員会

「生徒指導提要」の重層的支援構造に基づき、本委員会内には「プロアクティブな取組を推進する委員会」と「リアクティブな取組に即応的に対応する委員会」の2つの委員会を置く。前者を「魅力ある学校づくり委員会」、後者を「問題認知時対応委員会」と命名する。

#### 【1】魅力ある学校づくり委員会

- ア 本委員会では、いじめの起きにくい学校は、誰もが安心して学べる魅力ある学校であるとの考えの下、「魅力ある学校づくり」を組織的・計画的に推進し、いじめ防止を図っていく。
- イ 学校の魅力化は内容が多岐にわたり、その対応策も様々であることから、委員会の目的が達成しやすいように本委員会の中には2つの組織、すなわち「魅力あるプロジェクトチーム」と「魅力ある学校づくり全体会」を置く。
- ウ その2つの組織の目的、構成員、役割、開催は次のとおりとする。

##### ① 魅力あるプロジェクトチーム（PT）

- ・目的：学校の魅力化を図る上での重要度と緊急度の観点から特定のプロジェクトテーマを取り上げ、その取組に関係の深い職員で集中的に検討を図り、実践に繋げる。
- ・構成員：◎校長、教頭、○当該PTリーダー教諭、関係教職員（各年次主任等）、その他（プロジェクトのテーマにより構成員を選出する。）
- ・役割：学校の魅力化を図る上で重要性の高いテーマを取り上げ、検討する。また、検討した取組を進め、魅力化を促進すると共に、必要に応じて「魅力ある学校づくり全体会」に話題提供し、全教職員で検討を進め、合意形成に繋げていく。
- ・開催：年度当初にテーマを複数掲げ、教育課題の状況を見ながら適宜開催する。（初回は管理職がプロジェクトチームの目的等を説明し、その後は取り扱うテーマと関連する分掌主任・主事またはその直接の担当者が概要説明を行う。なお、司会・進行役、記録係は内部で決定する。）

##### ② 魅力ある学校づくり全体会

- ・目的：教職員全員で学校の魅力化を図るための研修等を行い、魅力化を進める。
- ・構成員：◎校長、教頭、全教職員、スクールカウンセラー（取り扱うテーマと関連する分掌主任・主事が全体会の企画・立案を担う。）
- ・役割：スクール・ポリシーに基づくカリキュラム・マネジメントの具体を教職員全体で検討または研修する。また、年度末に向け、「いじめ防止基本方針」及び「学校自己評価表（計画）」に照らしあわせ、委員会の取組を反省・評価し、必要に応じて、次年度に向けた改善を図る。
- ・開催：B-SAFEの結果（1・2回目）を踏まえての年2回の開催と共に、教育課題の状況を見ながら適宜開催する。

#### 【2】問題認知時対応委員会

- ア 本委員会は、生徒に多様な問題行動や支援が必要な状況が発生した際（疑いを含む）に、その対応にあたることを目的とした委員会であり、いじめ問題もその一つとして丁寧に扱う。

イ 構成員は次のとおりである。

◎校長、教頭、○生徒指導主事（兼 いじめ対策推進教員）、○当該生徒の年次主任、養護教諭（特別支援教育コーディネーター）、当該生徒の担任、スクールカウンセラー、その他（関係の深い職員等 ※年次主任が担任の場合、副任も原則参加する。）

ウ 役割は主に次のとおりである。

① いじめの早期対応に向け、基本方針「4. いじめ認知時の早期解決対応に向けて」に則り、被害生徒と加害生徒、及びその保護者に対応し、いじめを解消に向かわせる。

②必要に応じて、上記①を速やかに行うため生徒指導部および当該年次等へ協力を依頼する。

エ 開催は以下の通りとする。

・いじめが起きたとき、あるいは疑いがある事案が発生したとき

（その他の問題行動や支援が必要な状況が発生したときも同様とする。）

オ いじめの重大事態が認められる場合は、速やかに県教育委員会と情報共有を行い、逐次対応を協議する。

## 2 いじめの未然防止対策に向けて

### (1) 計画的な指導

ア 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組むことがいじめの未然防止につながるとの認識を持ち、「教育計画」並びに「学校自己評価表（計画）」等の各種指導計画を作成する。

イ 上記を踏まえ、生徒の自己指導能力を学校教育全体で向上させることを目指し、様々な教育活動をカリキュラム・ポリシーと関連づけて組織的・計画的に取り組む。

ウ 魅力ある学校づくり委員会を適宜開催し、いじめを生まない学校風土づくりに向けた環境改善・教育改善を継続的に行う。

エ 教職員の生徒指導力の向上に向けた各種の職員研修を実施する。

### (2) いじめの起きにくい学校風土を目指した組織的な取り組み

ア 学校を生徒にとって安全で安心な空間とするため、生徒が多様性を認め、自他の人権を大切に扱う人に育つように、人権教育、同和教育に教育課程内外の様々な場面を通じて取り組む。

イ、「総合的な探究の時間」及び「自己探求」等により人のあり方生き方等を指導し、そこでの学びや気づきを日常の授業や学校生活に広く汎化させ、より良い行動を習慣化させるように、学校教育活動全体を通じて指導・支援していく。

ウ 生徒指導に関する職員研修では、教職員が生徒を実際に支援・指導する場面で役立つ理論と技法等を学び、それを日常の教育活動に活用していくことを通して、いじめの起きにくい学校風土づくりに組織的に取り組んでいく。

エ 「魅力ある学校づくり委員会」を適宜開催し、魅力ある学校づくりを幅広く検討し、組織的・継続的に取り組んでいく。

オ アセス・B-SAFE等の各種アンケート結果を用いて、学級集団及び生徒個々の状況等をアセスメントし、いじめの予兆等がないか、いじめを生まない学校風土に向けての課題はないか等を点検し、組織的な対応を継続的に行っていく。

カ 定期開催の職員会議後の生徒情報共有会において、各年次は生徒に取り組みせる「今月の行動目標」を周知し、その取組が円滑に機能するように協力を求める。

キ 年度末に、上記の取り組みを評価し、次年度の改善に生かすことで、一層いじめの起きにくい学校風土が作られていくように努めていく。

### (3) 指導上の留意点

ア 各種の教育活動一つ一つの目的を本校の教育目標やスクール・ポリシーとの関係で明確化し、それに基づき目標と指導と評価の一体化を図るように努める。

イ 生徒と教職員、生徒同士の豊かな情緒的交流が図られるように努める。

ウ それぞれの生徒の特性やアンケート結果等を用いてのアセスメントに基づき、個に応じた指導・支援を図るように努める。

### (4) ネットいじめへの対応

ア 携帯電話、スマートフォン等を授業時間中に使用することを禁止する。

- イ 情報モラル教育を「生徒指導提要」第11章（インターネット・携帯電話に関わる問題）を参考として指導・支援に取り組む。また、SNS教育プログラムを活用した指導を行う。
- ウ 教科「情報」、家庭科やLHR等を活用し、生徒一人ひとりに対して、インターネットの持つ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
- ・掲示板や、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
  - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
  - ・有害サイトにアクセスしないこと。
- エ 問題行動が発生した際は、問題認知時対応委員会で指導案を検討し、即応的に対応する。
- オ 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修を実施する。

### 3 いじめの早期発見対策について

#### (1) 早期発見のための認識

- ア 「常に生徒の状態は変化する可能性がある」との認識を持ち、継続的な観察に努める。
- イ 常日頃から、生徒への態度や関わり方に配慮して信頼関係を深め、いじめを相談しやすい環境を構築する。
- ウ 常日頃から、生徒の表面的な部分のみにとらわれることなく、その背景にどのような心情や背景があるかに思いを馳せて関わる。
- エ 常日頃から、生徒の少しの変化にも関心を寄せ、教師自身の経験と勘から“何かしらの違和感”を感じれば他の職員と共有し、早期発見に努める。
- オ 生徒、保護者に対して、いじめに関する相談・通報の窓口（新潟県のいじめ相談窓口やポータルサイトなど）の情報提供に努め、SOSを発信しやすい環境を構築しておく。

#### (2) 早期発見のための手立て

- ア 次の情報を取得し、早期発見に努める。
- ・日々の観察による情報（表情、友人との関わり 等）
  - ・生徒との面談による情報（面談週間のみならず、日常の対話も含む）  
※必要に応じて、スクールカウンセラーとの面談、あるいは保健室での面談やアンケートの実施を促す。
  - ・データ（アセス・B-SAFE等のアンケート調査、欠席や成績に関する情報、前籍校等からの情報、その他の各種検査情報 等）
  - ・その他（保健室からの情報、生徒からの情報、保護者からの情報 等）
- イ アセス・B-SAFE、こころの健康観察によるアンケート調査を継続的に実施し、生徒の状況変化を捉えるように務める。（アンケートは各種のものを組み合わせながら、毎月1回の実施を基本とし、毎回の結果について分析・共有を図る。なお、アンケート結果は5年間保存とし、デジタルデータの結果は紙に印刷しての保存とする。）
- ウ 生徒に何かしらの違和感をもった際や、SOSサインの発見時は、速やかに情報共有を図る。
- エ 定期開催の職員会議後の生徒情報共有会で、気になる生徒等の情報共有を図る。
- オ 生徒指導に関する職員研修を実施し、早期発見のための手立てについて理解を深める。

### 4 いじめ認知時の早期解決対応に向けて

#### (1) いじめ認知時の基本姿勢

- ア いじめは、時として生徒の人権と尊厳を著しく傷つけたり、生命・身体・財産等を侵害したり、人の人生を左右することもあるとの認識を強く持ち、丁寧かつ真摯に対応する。
- イ いじめの定義にある「心身の苦痛」を広く捉えれば、小規模な学校の小規模の集団内で、多様な生徒同士が日々関わり合えれば比較的容易に生じやすい感情でもあるとの認識のもと、いじめを積極的に認知し、組織的に対応することで個々の生徒及び生徒集団を育てていく。
- ウ いじめ事案を確認した際は、その出来事を教育目標の達成に向けた指導の機会として捉え、生

徒および保護者に向き合い、真摯に対応する。

エ 対応策の基本的な方針は、被害生徒・加害生徒共に、本校の示すスクール・ポリシーにつなげ、生徒の成長支援を図ることを目指す。

(2) 実施する取組 (ただし、重大事態の場合はこれによらず、県との協議による)

次の手順により、問題認知時対応委員会を中心に、以下のとおり早期解決に向けて取り組む。なお、その全体の流れは「(別紙3) 生徒の問題行動等の予防及び認知時における組織的対応」によるものとする。

- ① 問題認知時対応委員会を速やかに開催し、はじめに委員会の目的を共有し、いま入手できている情報を確認し、今後調査が必要な内容等について整理を図る。
- ② 調査が必要な内容等の確認に向け、被害生徒や周辺生徒からの聞き取りを行う。
  - ・被害生徒から「加害生徒に対応しなくてよい」と言われた場合、その理由を聞き取り、具体的な対応方針を示すことで不安を軽減し、加害生徒への対応の了承を得る。加害生徒に直接働きかけて欲しくないのであれば、クラスや学年全体への働きかけなど、学校ができる対応を提示し、対応することの了解を得る。  
※二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を防ぐように取り組む。
- ③ 被害生徒の保護者への伝達と、保護者ニーズの把握
  - ・被害生徒の保護者から「加害生徒に対応しなくてよい」と言われた場合は、その理由を聞き取り、具体的な対応方針を示すことで不安を軽減し、加害生徒やその保護者への対応の了承を得る。それでも直接働きかけて欲しくないと言う場合、クラスや学年全体への働きかけなどの学校ができる対応策を提示し、改めてニーズを伺い、合意形成に努める。
- ④ 加害生徒からの聞き取りを行う。
  - ・加害生徒からの聞き取りの際、事実（客観的事実と心理的事実）を丁寧に聞き取る。
  - ・決して、この段階での指導は行わない。
- ⑤ いじめ発生機序に関するアセスメントの実施
  - ・被害生徒や周辺生徒及び加害生徒からの聞き取り結果、常日頃の観察結果、各種の客観的データ等も含め、幅広い情報を活かし、生徒理解を深め、生徒ニーズを背景も含めて把握する。
  - ・被害生徒及び加害生徒等の幅広い情報に基づき、何故いじめが発生したのか、その発生機序についてBPSモデルに基づきアセスメントを行う。
  - ・アセスメントの際は、可能な限りスクールカウンセラーの協力を得るようにする。
- ⑥ 指導・支援策の作成
  - ・アセスメントに基づき、リソースを活かした幅広い視点からの指導・支援策を短期的視点及び中・長期的視点で検討し、取り組み案を作成する。
  - ・何よりも被害生徒の保護を優先し、生徒の心情を推察し、傷ついた心のケアに努める。
  - ・何のために、誰が、いつまでに、何をするのか等の役割分担をして組織的に対応する。その際、保護者連絡については、保護者感情に寄り添い丁寧に対応するよう具体的な関わり方も組織で作成する。
  - ・必要に応じて医療・福祉・司法など関係機関等とつながり、協力を得る。
- ⑦ 加害生徒の保護者への伝達と、保護者ニーズの把握
  - ・加害生徒の保護者も何かしらの困り感を抱えている可能性があるとの仮説を持って関わり、家庭教育と連携・協働しての生徒指導・支援が必要であることについて、理解を求める。
- ⑧ 加害生徒の指導、及び被害生徒と加害生徒の関係修復
  - ・単なる謝罪で終わらせるのではなく、その出来事を介して深い相互理解（自己理解と他者理解）を図らせるように取り組む。
  - ・加害生徒の保護者にも協力を要請し、加害生徒が罪障感を抱き、被害生徒との関係修復を図るように働きかけ、生徒の内面の成長支援を図るように努める。

⑨ いじめの解消まで、丁寧な観察を心がける。

・指導・支援策に取り組んだ後の様子等を観察し、状況が期待どおりに改善していかないようであれば、当初の仮説を修正し、より効果的な指導・支援策に修正を図り、取り組みを改善して、継続的に取り組む。

### (3) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

ア 必要に応じ、いじめの問題について話し合わせるなど、他の生徒にも自分の問題として考えさせ、いじめについて深く理解させるように努める。

イ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であると指導する。

ウ いじめを止めさせることはできなくても、傍観することもいじめを助長させるものであり、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

### (4) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、問題認知時対応委員会で情報を共有し、重層的支援構造の視点から幅広く指導・支援を検討し、組み立てる。その際、「生徒指導提要」第11章（インターネット・携帯電話に関わる問題）を参考とする。

イ 必要に応じて教育委員会と連携しながら当該いじめに関わるネット情報の削除等を求める。

ウ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (5) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるとき、あるいはその疑いがあると考えられるときは、所轄の警察署と連携して対処に努める。

### (6) いじめの解消

いじめが解消した状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たした状態であり、安易に解消したとせず、慎重に判断する。

ア いじめに係る行為が相当期間（少なくとも3か月）は止んでいること。

イ いじめを受けた生徒がいじめによる心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

### (7) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

ア 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。

イ 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

## 5 重大事態への対応

(1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。

(2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校の問題認知時対応委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。

(3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

(4) いじめを受けたとされる生徒や保護者、及びいじめを行ったとされる生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(5) 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) 問題認知時対応委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、魅力ある学校づくり委員会で検討を重ね、学校組織を挙げて着実に再発防止に努める。